

## 田辺市周辺衛生施設組合物品等入札に関する規程

制定 平成18年12月5日 規程第2号

改正 平成29年3月1日 規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、田辺市周辺衛生施設組合（以下「組合」という。）の物品の購入又は製造の請負、業務委託等（以下「物品購入等」という。）の契約に係る入札（以下「入札」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 入札に参加しようとする者は、別に定める申請書を管理者に提出して、その登録を受けなければならない。ただし、管理者が登録する必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項本文の申請書の提出期間は、毎年2月1日から同月末日までとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(登録する営業種目)

第3条 前条第1項本文の規定により管理者が登録する営業種目は、次のとおりとする。

- (1) 工業用薬品類
- (2) し尿処理施設計装機器保守点検業務
- (3) し尿処理施設貯留槽等清掃、運搬、処分業務
- (4) 焼却灰運搬業務

2 前項各号に掲げる営業種目について、田辺市の物品入札参加者等登録名簿（次項において「田辺市登録名簿」という。）に登録された者については、次条第2項の規定により組合の物品購入等入札参加資格者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者とみなす。

3 第1項各号に掲げる営業種目については、田辺市登録名簿に登録された者を次条第2項の規定により組合の登録名簿に登録された者とみなす。

(審査及び登録)

第4条 管理者は、第2条第1項本文の申請書を受理したときは、その提出期間終了後、速やかに物品購入等入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付するものとする。

2 管理者は、前項の審査を経て適当と認めた者を入札に参加できる資格を有する者として登録名簿に登録する。この場合において、管理者は、第2条第1項の申請書を提出した者に対し、その登録の有無を文書により通知するものとする。

(登録の取消し又は停止)

第5条 管理者は、前条の規定により登録名簿に登録した者について必要があると認めるときは、その登録を取消し、又は停止することができる。

(登録の効力)

第6条 第4条第2項の規定による登録の効力は、管理者が別に定める基準年度から3年度とする。ただし、当該3年度の途中における登録にあつては、次の基準年度の前年度の3月31日までとする。

(物品購入等入札参加資格審査委員会の設置)

第7条 入札参加資格の審査を適正に行うほか、入札及び契約制度等について協議するため、物品購入等入札資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第8条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項の申請書の審査及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により、その者の資格審査に関すること。
- (2) 入札及び契約制度について協議すること。
- (3) 第5条に規定する登録の取消し又は停止について協議すること。
- (4) その他管理者が必要とする事項

（準用）

第9条 田辺市周辺衛生施設組合建設工事入札に関する規程（平成18年田辺市周辺衛生施設組合規程第1号。以下「建設工事入札規程」という。）第4条から第8条までの規定は、審査委員会について準用する。

（物品購入等入札指名業者選考委員会の設置等）

第10条 物品購入等における入札参加者の選考を適正に行うため、物品購入等入札指名業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 管理者は、予定価格又は設計金額が2千万円以上の物品購入等の契約について指名競争入札に付そうとするときは、登録名簿により選考委員会に諮り、指名するものとする。

（準用）

第11条 建設工事入札規程第4条から第8条までの規定は、選考委員会について準用する。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年12月5日から施行する。

附 則（平成29年3月1日規程第1号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。